下請契約に関する施工体制把握の徹底について

「建設業法等の一部を改正する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律」が一部改正されたことにより、公共工事の施工体制台帳等の作 成が義務付けられました。

法改正に従い、松山市では、平成27年4月1日から、下請契約に関する施工体制台帳等の作成及び提出について下記のとおり取り扱うこととしましたので、受注者は、 施工体制把握の徹底のため、下記事項について適切な対応をして下さい。

1. 下請契約の書面

- (1)受注者は、建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、書面による当該建設工事の着工前の契約を徹底すること。
- (2)契約書の作成は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による 契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完 工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示するこ と。

2. 工事下請通知書、施工体制台帳等の作成及び提出

- (1) 平成27年4月1日以降に契約を締結した公共工事(松山市発注建設工事)において、下請契約を締結する場合は、<u>下請金額にかかわらず</u>、「施工体系図」、「施工体制台帳」の作成及び提出並びに掲示を徹底すること。
- (2)工事下請通知書、施工体制台帳等の作成及び提出については、松山市施工体制台帳等作成ガイドラインに留意事項を示すので必ず確認し、作成・提出すること。
- (3)受注者は、全ての下請負人(下請契約が130万円を超えるもの)について、松山市暴力団排除条例と同施行規則に基づき誓約書を徴収し、その写しを提出すること。
- (4)松山市施工体制台帳等作成ガイドライン等は、以下からダウンロード又は監督員から最新版を入手するものとすること。

松山市のホームページ 技術管理課ー各種仕様書等のページ 「松山市施工体制台帳等作成ガイドライン」